

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年2月18日（令和3年（独個）諮問第12号）

答申日：令和4年8月1日（令和4年度（独個）答申第5014号）

事件名：本人に係る特定文書に記載の特定部分の根拠が分かる文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1（1）ないし（7）に掲げる保有個人情報（以下、順に「請求保有個人情報1」ないし「請求保有個人情報7」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1，請求保有個人情報2，請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された各保有個人情報（以下、順に「対象保有個人情報1」及び「対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年12月24日付け2高障求発第360号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

##### （1）審査請求書

ア 本件決定通知書（2高障求発第360号）及び本件情報提供書（2高障求発第330号）において書かれている開示請求対象文書が本件開示請求書と一致しておらず総務省情報公開・個人情報保護審査会も以前にそれを指摘しているが（資料14ないし17）今回も開示請求対象文書が的確に特定されていないのでそれを別表1において糾弾する。（中略）

イ 本件決定通知書（2高障求発第360号）における存否について疑義があるので答えろ。

別表2のとおり。

ウ 本件決定通知書（2高障求発第360号）における枚数について疑義があるので答えろ。

別表3のとおり。

エ 本件決定通知書（2高障求発第360号）において虚偽障害者台帳の一部を開示しないことは法14条に違反するので開示しろ。審査請求人は以前に資料27及び28において同じことを論じている。そもそも「虚偽障害者台帳が根拠」と答えているにも関わらずその一部を開示しなければ本当に根拠であるのか否かについて判断できない。

「虚偽障害者台帳が根拠」と強弁するのであれば全てを開示した上でいかなる記述をもって根拠になるのかについて理由説明しなければならない。（中略）

オ 本件情報提供書（2高障求発第330号）及び本件納付依頼書（2高障求発第343号）における期限設定について疑義があるので答えろ。

別表4のとおり。

カ 本件納付依頼書（2高障求発第343号）において納付件数が「6件」とされているのでその内訳を明らかにしろ。また「一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書」（※）の件数も明らかにしろ。特に虚偽障害者台帳と虚偽有印公文書（特定文書）における「相互に密接な関連」の有無について答えろ。

※個人情報保護法開示請求等の事務処理要領第5-1 下線は審査請求人による。

開示請求に係る手数料は、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。ただし、一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする。なお、1件の開示請求対象として特定できる保有個人情報に、特定個人情報と保有個人情報が混在している場合、これを1件の特定個人情報として取り扱うことができる。別々の法人文書ファイルにまとめられた法人文書について、「相互に密接な関連」を有するか否かの判断は、個人情報保護窓口において客観的に行うものとする。他の課等が保存していて共同作業に係るものでないもの等は、相互に密接な関連性を有するとはしない。

キ 最後に開示方法について書かれている2高障求発第361号（本件決定通知書（2高障求発第360号）項目4）を論駁する。

- (ア) 審査請求人は開示文書について特定施設（中略）における閲覧及び交付を希望しており（資料30）それは本件開示請求書一項目2においても記述している。しかし（中略）それらに応じず郵便切手を納付しないとそれを開示しないと強弁しておりこれは明らかに開示義務違反である（法14条）。従って（中略）審査請求人の希望とおりに応じなければならない。
- (イ) また（中略）以下においてそれらも論駁する。
- (ウ) まず（中略）「誹謗中傷，名誉棄損を伴う内容」と書いているが具体的に誰に対するどの様な内容であるのかを明らかにしていない。また仮にその内容が「誹謗中傷，名誉棄損」に当たるのであればその内容が事実と異なる虚偽であることを要するがそれについても何一つ明らかにしていない。従って「誹謗中傷，名誉毀損」は明らかに嘘であり（中略）一方的に喚き散らしているだけに過ぎない。「誹謗中傷された，名誉毀損された」と喚き散らしているだけでその内容を何一つ明らかにできないことが何よりの証拠である。また（中略）「脅迫」とも書いているがそれは法定されている情報提供の要求である（法46条1項）。（中略）そもそもなぜ情報提供に応じないのか？都合が悪いから情報提供しない，あるいは嘘の情報を提供することが開示手続き等において許されると思っているのか？（中略）
- (エ) そもそも（中略）情報提供に応じず逃げ回っている事由は開示文書（資料12及び13）が虚偽公文書だからである。（中略）資料1において「（中略）虚偽有印公文書（特定文書）（資料12）が虚偽では無い根拠は障害者支援経過」と書いているが資料4-2及び資料5-1-（2）において「当該虚偽有印公文書が虚偽では無い根拠は不存在（資料4-2）」「当該虚偽有印公文書が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない法的根拠は不存在」（資料5-1-（2））と認めているので資料1に書かれている内容は嘘でありそれ故にこれも虚偽公文書である。また当該虚偽有印公文書が「虚偽である」にも関わらず「虚偽では無い」という嘘を吐いていた証拠が資料29である。複数の公文書において「虚偽公文書（資料12及び13）は虚偽では無い」と強弁しているがそれを裏付ける根拠は何もなく（資料2-1-（1），資料4-2及び資料5-1-（2））結局嘘を吐いていただけであることを認めているのが資料29である。（中略）
- (オ) 次いで（中略）特定施設における閲覧及び写しの交付を「停止」と書いているが審査請求人は特定施設における閲覧及び交付を希望しており（資料30）それは本件開示請求書一項目2においても記

述している。従ってその希望に応じないことは開示義務違反である（法14条）（前述（ア））。また（中略）郵便切手を納付しなければ開示しない旨も書いているが審査請求人は最初から送付（郵送）を希望していない。希望しているのは特定施設における閲覧及び交付であるにも関わらず（本件開示請求書一項目2）それらに応じないことは前述（ア）のとおり開示義務違反である。

（カ）そもそも（中略）以前の開示手続きにおいて開示文書を実質負担無く「無料で」送付（郵送）している（資料33及び34）。従って以前の対応と今回の対応が異なるのは行政手続きとしてあり得ない。前述しているとおり審査請求人は特定施設における閲覧及び交付を希望しているので仮に処分庁側の都合によりその希望に添えない場合は以前と同様に「無料で」送付（郵送）すれば良くそうすれば行政手続きとしても一貫している。（中略）

（キ）以上のとおり（中略）全てが嘘である。従って嘘を内包している原処分は取り消されなければならない。

（以下略）

## （2）意見書

諮問庁が作成した理由説明書に対して以下のとおり論駁する。

ア 「受付日同年12月1日」と書かれているが審査請求人はそれについて不知である。

イ 「受付日同年1月14日」と書かれているが審査請求人はそれについて不知である。

ウ 「こうした内容が記載されたものではなく」と書かれているが嘘を記載していないのであればなぜ法人文書と法人文書、あるいは法人文書と電子メールがそれぞれ矛盾しているのか？その矛盾について理由説明しろ。また公文書等の管理に関する法律11条1項において独立行政法人は法人文書を「合理的に跡付け、又は検証することができるよう、（中略）作成しなければならない」（同法4条）と定められているにも関わらずなぜ前述した矛盾があるのか？そもそも記載内容についていかなる根拠に基づいてそれが書かれたのかについてなぜ理由説明できないのか？それは（中略）法人文書あるいは電子メールに嘘を書いているからでありすなわち法人文書と法人文書が矛盾しているのはいずれかが虚偽公文書だからである。（中略）なお審査請求人は法人文書間の矛盾について既に問い質し糾弾しているが（中略）資料50において「公文書の内容等が矛盾する事由及び根拠」は「不存在」と認めている。しかし法人文書が公文書の一つである以上それらが矛盾することはあり得ずそれがあり得るのは（中略）法人文書に嘘を書いているからでありそれ故に当該文書は虚偽公文書である。（中略）

エ 「これらは（中略）開示したものである」と書かれているが資料38-記4に「障害者台帳及び特定文書が虚偽文書でない事由及び根拠は「不存在」と書かれておりすなわち両文書が虚偽公文書であることを（中略）既に認めている。従って「審査請求人に対する相談記録または疑義に対して回答した文書が該当するものと解し」と書かれているが前述したとおりそれらは虚偽公文書でありその記載内容は嘘であるのでそもそも「根拠となる保有個人情報」に該当する訳がない。そもそも根拠は何かと問われてなぜ嘘を根拠とするのか？嘘であるのだからそれが根拠にならないことは論理的に自明である（中略）。嘘は根拠にならないので根拠は何かと問われれば根拠は存在しないと答えなければならないが（中略）その様に答えていないので原処分は前述したとおり論理的に失当である。

オ 「不開示情報に該当する」と書かれているがここで問うているのは「根拠となる保有個人情報」であるので記載内容を不開示にすると本当にそれに該当するのか否かを判断できない。従って飽くまで「根拠となる保有個人情報」を開示すると強弁するのであればその記載内容を不開示にすることはそもそもの前提を満たしておらずこれも論理的に失当である。もっとも仮に開示されたとしても前述エのとおりその記載内容が虚偽である事実は何も変わらない。

カ 「開示の実施方法」と書かれているがそれは資料39を指しておりその記1に「閲覧及び写しの交付を停止し、写しの送付とします」と書かれている。しかし審査請求人は本件開示請求書-記2において特定施設における閲覧及び写しの交付を希望しておりそれは資料30においても同様である。また資料40（個人情報保護法開示請求等の事務処理要領-第4-1-（1））に「開示決定通知書で提示した方法以外の方法を記載している場合には、申出人に連絡をとり、開示の実施の方法を確定する」と書かれているが（中略）申出人である審査請求人に連絡を取っておらずそれ故に資料30は無視されているので当該要領に違反していることは明らかである。更に資料41（裁決書）2頁末に「上記事案の概要1（補註：資料30）は、2高障求発第361号（補註：資料39）に基づき対応している」と書かれているが前述したとおり資料30は無視されているので資料41も嘘が書かれた虚偽公文書でありそれを問い質し糾弾している請求書が資料43及び44である。以上のとおり「開示の実施方法」は「本件開示決定の内容」と大いに関係しているので「全く関係のないもの」という強弁は例によってまた嘘である。

キ 以上の論駁により原処分は論理的に失当であるので取り消されなければならないがそもそも開示請求文書が的確に特定されていないので

原処分以前にまずそれ自体が失当である。自らが作成した法人文書について理由説明できておらずまた根拠が存在しないにも関わらず嘘を根拠としてでっち上げているので開示請求文書が的確に特定されていないことは自明でありなおかつなぜそれが開示請求文書に該当するのかという理由説明もなされていないのでこれは行政手続法 8 条 1 項に違反している。

ク 補記 1

本件情報提供書一記（2）において下記のとおり書かれている。

特定職員 A が（特定職員 B を）「適切」と答えている根拠に関する法人文書は、「障害者支援経過」

また資料 38 一記 3 において下記のとおり書かれている。

2 高障求発第 330 号の情報提供文書（補註：本件情報提供書）において、障害者支援経過が適切である事由及び根拠は不存在

これらを統合すると下記のとおりである。

特定職員 A が特定職員 B を適切と答えている根拠は存在しない

これは本件情報提供書一記（2）と矛盾しているのが虚偽記載でありそれ故に本件情報提供書は虚偽有印公文書である。要するに「特定職員 B が適切である根拠は存在しない」にも関わらず「根拠は障害者支援経過」という嘘を法人文書（本件情報提供書）に書いているのである。審査請求人はこの嘘について既に問い質し糾弾しているが（中略）資料 47 一記 1 において「2 高障求発第 330 号（補註：本件情報提供書）において嘘を記載した事由及び根拠を記す法人文書」は「不存在」と答えている。まず嘘であろうとなかろうと記載内容を裏付ける法人文書が存在しないことはあり得ず仮にそうであれば本件情報提供書は何を根拠にして作成されたのか？

（中略）

ケ 補記 2

ところで「根拠は障害者支援経過」という嘘が書かれた法人文書はほかにもありそれは資料 48 である。その 11 行目に下記のとおり書かれている。

「3. 虚偽有印公文書が虚偽では無い根拠」は「障害者支援経過」しかし 5 ないし 6 行目に下記のとおり書かれている。

「障害者支援経過」が虚偽では無い根拠（中略）の存在を確認することができません

これらを統合すると下記のとおりである。

虚偽有印公文書が虚偽ではない根拠は存在しない

なおこれは資料 38 一記 4 と一致している。従って 11 行目に書かれている内容は虚偽でありそれ故に資料 48 も虚偽有印公文書であ

る。要するに「虚偽有印公文書が虚偽では無い根拠は存在しない」にも関わらず「根拠は障害者支援経過」という嘘を法人文書（資料48）に書いているのである。審査請求人はこの嘘についても既に問い質し糾弾しているが（中略）資料49一記（1）及び（2）において「矛盾した回答となっている事由及び根拠」「矛盾した回答をしている事由及び根拠」は「不存在」と答えている。まず嘘であろうとなかろうと記載内容を裏付ける法人文書が存在しないことはあり得ず仮にそうであれば資料48は何を根拠にして作成されたのか？

（以下略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和2年11月11日付け（受付日同年12月1日）審査請求人から法13条1項の規定に基づき別表5に掲げる7件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、当該保有個人情報を特定した上で、同年12月24日付け2高障求発第360号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により、開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、当該開示決定の対象となった保有個人情報（「本件対象保有個人情報」）が的確に特定されていない等として、原処分の取り消しを求め、令和3年1月11日付け（受付日同月14日）審査請求を行ったものである。

原処分に係る別表5の通番1、2、6及び7は、それぞれ機構が発出した文書または電子メールの内容に関し、嘘が記載された事由及び根拠を示す保有個人情報の開示を求めるものであるが、こうした内容が記載されたものではなく、該当する保有個人情報を含む法人文書の存在が確認できないことから4件を不開示としたものである。また原処分に係る別表5の通番3ないし5は、それぞれ機構が発出した文書または電子メールの内容に関し、根拠となる保有個人情報の開示を求めるものであったため、これらは審査請求者に対する相談記録または疑義に対して回答した文書が該当するものと解し、「障害者台帳」及び特定日付けの回答文書を2件と特定し、開示したものである。

また、審査請求人は、別表5の通番3及び4の「障害者台帳」の一部を開示しない決定について、法14条の開示義務違反であると主張するが、当該文書に記録された保有個人情報のうち不開示とした部分は、国の機関、地方公共団体及び独立行政法人相互における協議に関する情報であり、開示することにより職員の率直な意見の交換が不当に損なわれ、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法14条4号の不開示情報に

該当するものである。

なお、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示の実施方法について、開示義務違反との主張を行っているが、このことは本件開示決定の内容とは全く関係のないものである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月10日 審議
- ④ 同月29日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和4年6月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7について、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5について、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の追加特定及び不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7の保有の有無及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討するとともに、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2は文書Bにおいて、請求保有個人情報6は特定日B及びC付けメールにおいて、請求保有個人情報7は特定日D付けメールにおいて、嘘が記載された事由及び根拠である。

文書Bについては決裁手続を経て発出されており、決裁文書を念のため確認したところ、嘘を記載している事実を確認できず、修正決裁等も確認できない。また、上記各メールは発出の際に決裁手続を経ていない

ものの、機構特定課名で発出したメールであることを確認しており、当該各メールに関しても本件請求保有個人情報を記録した文書の存在は確認できなかった。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、請求保有個人情報1，請求保有個人情報2，請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

#### ア 請求保有個人情報3について

理由説明書（上記第3）のとおり、原処分において、請求保有個人情報3に該当するものとして障害者支援経過を特定しており、対象保有個人情報1の外に、「「障害者支援経過」が「適切」の根拠となる」と通知した過去の開示請求に係る文書作成の際に参考とした保有個人情報は存在せず、同文書に係る決裁文書にも請求保有個人情報3に該当する保有個人情報は記載されていない。

#### イ 請求保有個人情報4について

理由説明書（上記第3）のとおり、原処分において、請求保有個人情報4に該当するものとして本件対象保有個人情報（対象保有個人情報1及び対象保有個人情報2）を特定しており、本件対象保有個人情報の外に、文書A（1）ないし（3）作成の際に参考とした保有個人情報は存在せず、同文書に係る決裁文書にも請求保有個人情報4に該当する保有個人情報は記載されていない。

なお、特定文書の発出当時、機構の内部規定上、発出文書の写しを決裁文書とともに保存することとはされていなかったため、特定文書に関して保有している決裁案文を特定したものである。

#### ウ 請求保有個人情報5について

請求保有個人情報5にある「真摯に対応していると認識」とは、審査請求人に対し機構が過去に発出したメールの記載からの引用であるが、当該メールを機構特定課名で発出する際に決裁手続を経ておらず、請求保有個人情報5を記録した文書の存在は確認できなかった。

したがって、請求保有個人情報5にある「特定文書を作成し行使する」とことと上記メールの記載内容である「真摯に対応していると認識」に関する保有個人情報は、理由説明書（上記第3）のとおり、

特定文書の決裁案文である文書2に記録された保有個人情報（対象保有個人情報2）の外には保有していない。

- (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

#### 4 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 対象保有個人情報1は、機構が審査請求人の就労支援の方針を検討するため作成した、「障害者台帳」に記録された保有個人情報であり、「障害者支援経過」として記録された内容の一部が不開示とされている。
- (2) 不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

不開示部分には、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、ケース会議を踏まえた協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されており、当該部分を開示すると、担当者が苦情や非難、いわれのない誹謗中傷を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあることから、法14条4号に該当する。

- (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、諮問庁の上記説明のとおり、不開示部分には、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、就労支援に係る協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されていると認められ、当該部分を開示すると、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法14条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 付言

- (1) 本件一部開示決定通知書には、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7の不開示の理由として「文書の存在を確認することができないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定を行う際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したの

かなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

- (2) 当審査会において、諮問庁から、審査請求人が上記第2の2(1)オ別表4において主張する令和2年12月16日付け2高障求発第343号の提示を受け確認したところ、開示手数料の納付期限として「12月21日(月)」と記載されていることが認められる。一般に、求補正の回答期限や開示請求手数料の納付期限の設定については、社会通念上合理的な期間(曜日設定を含む。以下同じ。)を設定することが求められる。処分庁においては、今後、求補正に当たって合理的な期間設定を行うよう留意すべきである。

#### 7 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7を保有していないとして不開示としたこと並びに本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

下記二点の虚偽公文書について以下の疑義を呈するので答えろ。

①（中略）虚偽有印公文書（特定文書）

②（中略）虚偽障害者台帳

- (1) 資料1において「虚偽有印公文書（前述①）が虚偽では無い根拠は障害者支援経過」と書かれている。しかし資料4-2において「特定文書（前述①）が虚偽ではない根拠を示す文書は不存在」と認めている。「根拠は不存在」であるにも関わらずなぜ資料1において「根拠は障害者支援経過」という嘘が書かれているのか？その事由及び根拠を開示請求する。
- (2) また資料5-1-(2)において「虚偽有印公文書（前述①）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない法的根拠は不存在」（保有個人情報開示請求書20回目1-1-(7)）とも認めているが前述①が虚偽有印公文書であるにも関わらずなぜ資料1において「虚偽では無い根拠は障害者支援経過」という嘘が書かれているのか？その事由及び根拠を開示請求する。
- (3) 資料2-1-(2)において「特定職員Aが「（特定職員Bは）適切」と答えているのでそれを裏付ける根拠」として「障害者支援経過」が挙げられている。また当該経過は障害者台帳（前述②）に含まれている。そして資料2-1-(1)において「特定職員Bが作成した障害者台帳が虚偽ではない根拠」は不存在と認めている。従って当該台帳に含まれている障害者支援経過にしてもそれが虚偽ではない根拠は不存在である、すなわち虚偽記載であるにも関わらずなぜその嘘が特定職員B（中略）が適切である根拠になるのか？その事由及び根拠を開示請求する。
- (4) 資料3-(1)ないし(3)において諸々の根拠として虚偽有印公文書（前述①）及び虚偽障害者台帳（前述②）が挙げられているがそれらは虚偽公文書でありその根拠は資料2-1-(1)、資料4-2及び資料5-1-(2)（保有個人情報開示請求書20回目1-1-(7)及び1-2-(15)）である。従って両虚偽公文書（前述①及び②）に記載されている内容は嘘であるがなぜその嘘が諸々の根拠に為るのか？その事由及び根拠を開示請求する。
- (5) 資料6において「特定施設は真摯に対応していると認識しております」と記載されているが（中略）公文書（前述①）は虚偽である事が既に判明しておりその根拠は資料4-2及び資料5-1-(2)（保有個人情報開示請求書20回目1-1-(7)及び1-2-(15)）である。障害者からの問い合わせに対して嘘を吐き虚偽有印公文書（前述①）を作成し行使する事をなぜ「真摯に対応していると認識」できるのか？その事由及び根拠を開示請求する。

- (6) 資料7及び8において「特定施設が、本人（特定職員B）やハローワークに確認したうえで「そのような事実は無かった」と回答しているものと認識しています」と記載されているがそれは資料4-2及び資料5-1-(2)（保有個人情報開示請求書20回目1-1-(7)及び1-2-(15)）と矛盾しているので明らかに嘘である。障害者からの問い合わせに対して嘘を吐いたのはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。
- (7) 資料9において「特定文書（補註：前述①）やこれまでのメールによる回答で尽きていると考えております」と記載されているがそれは資料4-2及び資料5-1-(2)（保有個人情報開示請求書20回目1-1-(7)及び1-2-(15)）と矛盾しているので明らかに嘘である。障害者からの問い合わせに対して嘘を吐いたのはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。

## 2 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 障害者台帳

文書2 特定文書の決裁案文

別表 1

	本件開示請求書	本件決定通知書 (2高障求発第360号)及び 本件情報提供書 (2高障求発第330号)	疑義及び争点
1	資料4-2において「特定文書が虚偽ではない根拠を示す文書は不存在」と認めている。「根拠は不存在」であるにも関わらずなぜ資料1において「根拠は障害者支援経過」という嘘が書かれているのか?その事由及び根拠を開示請求する。資料1においてなぜ嘘が書かれているのかについて問い質している。	嘘を記載したとする法人文書は存在しない。 ⇒(中略)公文書同士が矛盾しているにも関わらず「嘘を記載していない」と言いたいのか?嘘を記載していないのであればなぜ公文書同士が矛盾しているのか?	資料1と資料4-2が矛盾しているのは事実であるのでなぜ矛盾しているのかについて理由説明しろ。両者が矛盾しているのは一目瞭然であるので(中略)嘘を記載しているのは自明である。なぜ嘘を記載しているのか?嘘であろうと無かろうと記載を裏付ける法人文書が存在しない訳がない(公文書等の管理に関する法律11条1項)。
2	資料5-1-(2)において「虚偽有印公文書が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当		資料1と資料5-1-(2)が矛盾しているのは事実であるのでなぜ矛盾しているのかについて理由説明しろ。両者が矛盾

	<p>たらない法的根拠は不存在」とも認めているが虚偽有印公文書であるにも関わらずなぜ資料1において「虚偽では無い根拠は障害者支援経過」という嘘が書かれているのか？その事由及び根拠を開示請求する。</p> <p>資料1においてなぜ嘘が書かれているのかについて問い質している。</p>		<p>しているのは一目瞭然であるので（中略）嘘を記載しているのは自明である。なぜ嘘を記載しているのか？嘘であろうと無かろうと記載を裏付ける法人文書が存在しない訳がない（公文書等の管理に関する法律11条1項）。</p>
3	<p>資料2-1-1（1）において「特定職員Bが作成した障害者台帳が虚偽ではない根拠」は不存在と認めている。従って障害者台帳に含まれている障害者支援経過にしてもそれが虚偽ではない根拠は不存在である、すなわち虚偽記載であるにも関わらずなぜその嘘が特定職員Bが適</p>	<p>根拠は障害者支援経過。</p> <p>→障害者支援経過は障害者台帳に含まれている。障害者台帳が虚偽公文書である根拠は資料2-1-1（1）である。「特定職員Bが作成した障害者台帳が虚偽ではない根拠」は不存在であると（中略）認めている。（中略）</p>	<p>審査請求人が問い質しているのは障害者支援経過が虚偽であるのにも関わらずなぜそれが根拠になるのかである。しかし（中略）「根拠は障害者支援経過」としか答えておらずなぜ根拠になるのかについて答えていない。したがって（中略）開示請求対象文書を的確に特定してい</p>

	<p>切である根拠になるのか？その事由及び根拠を開示請求する。嘘がなぜ根拠になるのかについて問い質している。嘘が根拠になるわけがない。</p>		<p>ないので、原処分は失当である。開示請求対象文書を的確に特定した上で開示できる文書があればそれを開示しろ。</p>
4	<p>両虚偽公文書（前述①及び②）に記載されている内容は嘘であるがなぜその嘘が諸々の根拠になるのか？その事由及び根拠を開示請求する。嘘がなぜ根拠になるのかについて問い質している。嘘が根拠になるわけがない。</p>	<p>根拠は虚偽障害者台帳及び虚偽有印公文書（特定文書）。 →これらは虚偽公文書であると資料2-1-（1）、資料4-2及び資料5-1-（2）において（中略）認めている。</p>	<p>審査請求人が問い質しているのは両虚偽公文書が虚偽であるにも関わらずなぜそれが根拠になるのかである。しかし（中略）「根拠は虚偽障害者台帳及び虚偽有印公文書（特定文書）」としか答えておらずなぜ根拠になるのかについて答えていない。したがって（中略）開示請求対象文書を的確に特定していないので原処分は失当である。開示請求対象文書を的確に特定した上で開示できる文書があればそれを開示し</p>

			ろ。
5	<p>障害者からの問い合わせに対して嘘を吐き虚偽有印公文書を作成し行使する事をなぜ「真摯に対応している」と認識」できるのか？その事由及び根拠を開示請求する。</p> <p>虚偽有印公文書の作成及び行使がなぜ「真摯に対応」と言えるのかについて問い質している。</p> <p>そもそも虚偽有印公文書の作成及び行使は犯罪である（虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項））。犯罪がなぜ「真摯に対応」と言えるのか？</p>	<p>根拠は虚偽有印公文書（特定文書）。</p> <p>→これは虚偽公文書であると資料4-2及び資料5-1-（2）において（中略）認めている。</p>	<p>審査請求人が問い質しているのは虚偽有印公文書の作成及び行使がなぜ「真摯に対応」と言えるのかである。しかし（中略）「根拠は虚偽有印公文書（特定文書）」としか答えておらずなぜそれが「真摯に対応」と言えるのかについて答えていない。したがって（中略）開示請求対象文書を的確に特定していないので原処分は失当である。開示請求対象文書を的確に特定した上で開示できる文書があればそれを開示しろ。</p>
6	<p>資料7及び8が資料4-2, 資料5-1-（2）, 資料10及び資料11と矛盾している。</p>	<p>嘘を記載したとする法人文書は存在しない。</p> <p>→（中略）作成したメールと公文書が矛盾しているにも関わら</p>	<p>資料7及び8と資料4-2, 資料5-1-（2）, 資料10, 資料11及び資料19が矛盾しているのは</p>

	<p>障害者からの問い合わせに対して嘘を吐いたのはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。資料7及び8においてなぜ嘘が書いているのかについて問い質している。</p>	<p>ず「嘘を記載していない」と言いたいのか？嘘を記載していないのであればなぜメールと公文書が矛盾しているのか？（中略）自らが「発言した」ことを「発言していない」と嘘を吐いているが（資料12）（中略）自らが「書いた」ことを「書いている」と嘘を吐くつもりなのか？</p>	<p>事実であるのでなぜ矛盾しているのかについて理由説明しろ。両者が矛盾しているのは一目瞭然であるので（中略）嘘を記載しているのは自明である。なぜ嘘を記載しているのか？嘘であろうと無かろうと記載を裏付ける法人文書が存在しない訳がない（公文書等の管理に関する法律11条1項）。</p>
7	<p>資料9が資料4-2及び資料5-1-(2)と矛盾している。障害者からの問い合わせに対して嘘を吐いたのはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。資料9においてなぜ嘘が書いているのかについて問い質している。</p>		<p>資料9と資料4-2及び資料5-1-(2)が矛盾しているのは事実であるのでなぜ矛盾しているのかについて理由説明しろ。両者が矛盾しているのは一目瞭然であるので（中略）嘘を記載しているのは自明である。なぜ嘘を記載しているのか？嘘であろうと無か</p>

			ろうと記載を裏付ける法人文書が存在しない訳がない（公文書等の管理に関する法律11条1項）。
--	--	--	---

別表2

	本件決定通知書（2高障求発第360号）	他の公文書（資料20ないし22）	疑義及び争点
虚偽有印公文書（特定文書）	写しは存在しないが、決裁文書の案文を開示。	写しは存在しないので不開示。	両者が矛盾しているのはなぜか？それについて理由説明しろ。審査請求人は以前に資料23ないし25において写しの不存在は嘘であると論じているが今度は案文を隠蔽していたのか？

別表3

	本件決定通知書（2高障求発第360号）	実際の枚数	疑義及び争点
虚偽障害者台帳	5枚	9枚（資料13及び26）	枚数が一致していないのはなぜか？それについて理由説明しろ。（中略）
虚偽有印公文書（特定文書）	2枚	3枚（資料12）	

別表 4

	作成日	期限	日数	疑義及び争点
本件情報提供書（2高障求発第330号）	12月11日	12月15日	4日間（郵送期間を含む）	作成日から期限までに1週間もないのはなぜか？それ
本件納付依頼書（2高障求発第343号）	12月16日	12月21日	5日間（郵送期間を含む）	について理由説明しろ。期限日の設定について総務省情報公開・個人情報保護審査会も苦言を呈している（資料15）。（中略）

別表 5

No.	請求された保有個人情報等の名称等	開示する保有個人情報の名称	決定内容	不開示の理由または不開示とした部分とその理由
1	「根拠は障害者支援経過」という嘘を記載したとする事由及び根拠	—	不開示	文書の存在を確認することができないため。
2	「虚偽ではない根拠は障害支援経過」という嘘が記載された事由及び根拠	—	不開示	文書の存在を確認することができないため。
3	特定職員 A が「適切」と答えている事由及び根拠	障害者支援経過（4の障害者台帳に含まれる）	部分開示	障害者支援経過特定日分の一部は、国の機関、地方公共団体及び独立行政法人相互の協議に関する情報であり、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため、法14条4号により不開示とした。
4	文書 A（1）ないし（3）の回答に係る事由及び根拠	障害者台帳	部分開示	障害者支援経過特定日分の一部は、国の機関、地方公共団体及び独立行政法人相互の協議に関する情報であり、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損

				なわれる恐れがあるため、法14条4号により不開示とした。
		特定文書の発出した文書の写しは存在しないが、決裁文書の案文を開示	全部開示	—
5	特定日A付けメール本文の「真摯に対応していると認識している」とする事由及び根拠	特定文書の発出した文書の写しは存在しないが、決裁文書の案文を開示	全部開示	—
6	特定日B及びC付けメール本文において、嘘を記載したとする事由及び根拠	—	不開示	文書の存在を確認することができないため。
7	特定日D付けメール本文において、嘘を記載したとする事由及び根拠	—	不開示	文書の存在を確認することができないため。